

浄化槽設置状況の実態調査とその経過について

財団法人 福岡県浄化槽協会

櫻木 巖行

○角井千佐子

1. はじめに

近年の経済不況や人口減少化社会における浄化槽の優位性ととも、11条検査の受検率の低さや浄化槽台帳の不正確さにより、設置された浄化槽の維持管理が適切に実施されているか確認できないなど、浄化槽の問題点も指摘されている。

国においては、平成17年に浄化槽法を改正し、浄化槽の維持管理などに対する指導監督の強化が図られたところであるが、当県では法定検査の受検推進や維持管理確認のための基礎情報となる「浄化槽台帳」の整備について変更届や廃止届の不徹底もあり、実態を正確に把握しているとは言い難い状況にある。

当協会では、平成10年度から浄化槽法第11条検査に5年サイクルの定年周期方式を導入し、検査の効率化を行い、法定検査の受検率向上に努めるとともに、平成17年度から県の協力のもと浄化槽台帳の実態把握調査を実施してきたところである。

その結果については、平成19年に「電子地図を活用した浄化槽設置状況の把握について」と題し中間報告したところであるが、その後の成果などを含め、改めて報告するものである。

なお、図-1に11条検査の受検状況を示している。平成10年度から受検数と受検率が向上したのは、効率化検査の導入によるものであり、平成21年度から受検率が向上したのは、この実態把握調査の結果に基づき、廃止されていたものを県が浄化槽台帳から削除した結果によるものである。

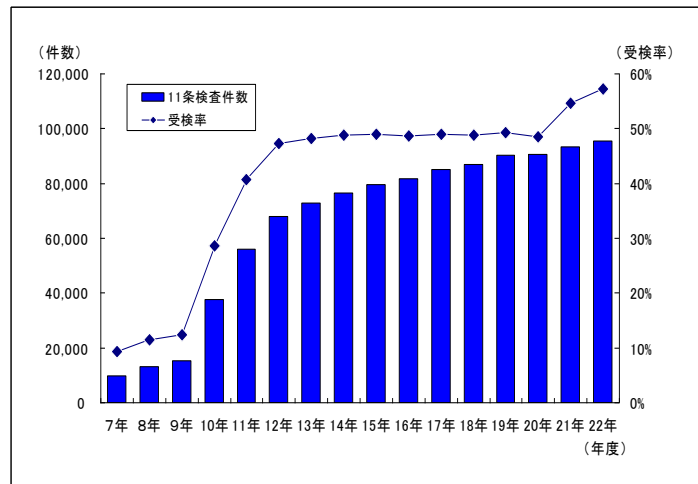


図-1 法定検査の受検状況

2. 行政からの設置情報の入手方法

浄化槽設置状況の正確な把握の必要性は行政当局においても十分認識されておりまた、県（保健福祉環境事務所）が保有する浄化槽設置情報の当協会への提供については、平成4年に福岡県個人情報保護条例の施行に伴い、福岡県個人情報保護審議会において公益上

の必要性から提供可能とされていたため、平成 16 年度末での浄化槽の設置に関するデータを北九州市、福岡市及び大牟田市を除く県下全域について入手することが出来た。

県内各保健福祉環境事務所における浄化槽設置情報の整理状況は、電子データ化されているもの、紙ベースのものなど様ではなかったため、事前調査を行い、情報の入手に際してはスキャナーを持ち込むなどして、最終的に 17 万基余りのデータを入手した。（その後、久留米市については、平成 21 年度に中核市となり浄化槽関係事務も市へ権限移譲された結果、同市独自で整備するとの意向を示されたため、実態調査対象から除外した。久留米市を除く台帳基数は 14 万 6 千基である。）

なお、入手した設置情報の項目は、「浄化槽管理者名、設置場所住所、処理方式（単独・合併の区別）、人槽、設置日」とし、浄化槽の設置状況が確認出来る最低限の情報とした。

3. 調査方法及び成果等について

以下、これまで実施してきた調査方法とその成果、問題点等を順序に従い整理する。

（1）法定検査情報との照合

平成 6 年度以前の設置情報については、設置場所住所、人槽、処理方式により法定検査情報との照合を行った。

平成 7 年度以降の設置情報については、当協会が 7 条検査受付時に県内保健福祉環境事務所の受付番号を入力済みのため、その受付番号を「キー」として、法定検査情報との照合を行った。

（2）下水道接続情報との照合

1) 照合作業の問題点

県（各保健福祉環境事務所）を通じ、下水道事業を実施している 20 市町村から下水道接続情報の提供を受け、県から提供された浄化槽設置情報との照合作業を行った。

行政が保有していた浄化槽設置情報は、住居表示の変更があつたにもかかわらず、設置場所住所が届出時のままである場合や、浄化槽管理者名が現状とは全く異なっている場合もあり、下水道情報との照合作業に支障を来した。

なお、下水道接続情報は、個人情報に該当するため、そのまま提供されるものは少なく、以下のように、提供されたデータも一様ではなかった。

①下水道に接続している者の設置者住所のみ。

②浄化槽台帳情報に下水道接続済みのチェックをしたもの。

（予め、下水道事業を実施している市町村にデータ化した浄化槽台帳情報を提供し、下水道接続済のチェックを依頼した。）

③町が把握している浄化槽から下水道へ切り替えた者の名簿。

④住宅地図上（紙面）の下水道接続箇所にマークがされたもの。

⑤下水道の未接続情報。（浄化槽を使用中のみ）

合計で約 11 万 5 千件の下水道接続情報の提供を受けた。

2) 電子地図の活用

他県において電子地図を活用し、効果的に台帳整備を実施した事例があったことから、当協会においても導入する方向で検証した結果、高い確率で電子地図上にポイントすることが可能だと判明したため、下水道情報との照合作業途中において電子地図を活用することとした。照合するにあたり、それぞれの情報が同一の位置にポイントできるものについては、下水道接続に伴う廃止と判断した。

(3) 市町村を通じての調査

さらに浄化槽の使用実態が不明のものについては、県(各保健福祉環境事務所)を通じ、前述の下水道事業を実施する市町村以外の各市町村に浄化槽設置情報を提供し実態の確認を依頼したが、個人情報保護審議会を通す必要がある市町村、個人情報との兼ね合いなどから非協力的な市町村など様々であり、期待したほどの成果は上げられなかった。

事前に調査の主旨を十分周知する必要があったと省みるところもある。

(4) 浄化槽清掃事業者を通じての調査

各家庭の古くからの経緯に詳しい地元の清掃事業者に、加工した設置情報を提供し、実態の確認を依頼することとした。本県では、清掃事業者の清掃事業団体への加入率が高く、調査にあたっては、県から当該団体を通じ依頼した。

なお、県から保守点検事業者と清掃事業者への個人情報の提供については、公益性の観点から当協会と同様の取扱いがなされており、特段の支障はなかった。

(5) ダイレクトメールによる調査

さらにこれまでの調査結果からも使用実態が不明の浄化槽については、個人情報に関わるトラブルを防止する観点から、県が調査主体となって当該浄化槽管理者へ直接、封書によるダイレクトメール(以下「DM」という。)調査を実施した。発送に関わる情報や返送された情報の整理など、調査の実務は当協会が担当した。

使用実態が不明であるもののうち、電子地図上にポイント不能なものはDMを発送しても不着の郵便物となるため、ポイント可能なもののみをDM調査の発送対象とした。調査項目は、「浄化槽管理者名、設置場所住所、処理方式(単独・合併の区別)、人槽、設置時期」の、使用の実態を把握するための最低限の項目とするとともに、浄化槽管理者に分かりやすい内容とした。

なお、使用廃止や管理者変更については、届出が必要であるとの原則から、それぞれの様式も調査票と一緒に同封し、行政への提出を依頼した。

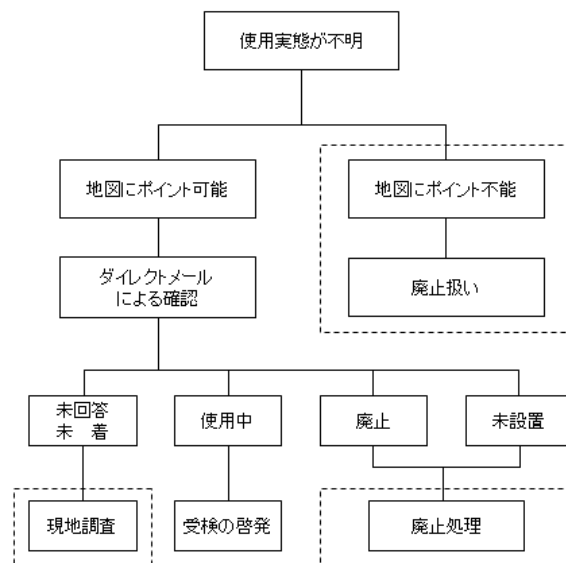


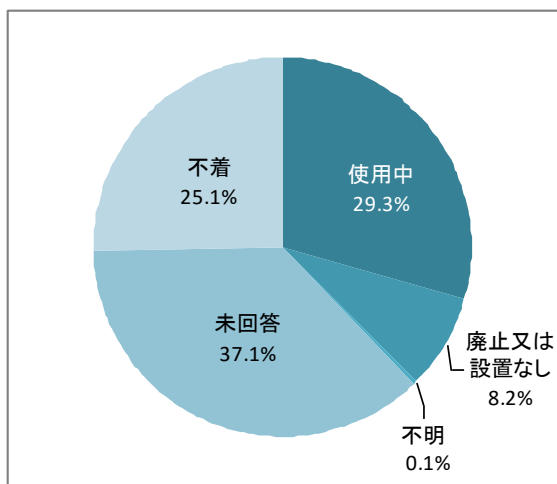
図-2 DM調査のフロー [-----] は行政による対応

DMによる調査結果は、表－1のとおりである。発送件数 16,157 件の内 25%が宛所不明で配達されず、29%が浄化槽を使用中であり、8.2%が既に廃止されているとの回答であった。また、37%は回答がなく、回答された中で、浄化槽を使用しているかどうか分からないという回答も 0.1%あった。

なお、調査票が配達されなかった不着分や配達されたが返事が無い未回答分については、調査の精度を高めるため、再送付を含め対応を検討中である。

表－1 DM調査の実績

	DM発送数	不着	回答あり				未回答
			使用中	廃止又は設置なし	不明	合計	
件数	16,157	4,063	4,741	1,331	21	6,093	6,001
比率	－	25.1%	29.3%	8.2%	0.1%	37.7%	37.1%



(6) これまでの調査による実態把握について
 これまでの調査による実態把握数については、表－2のとおりである。

表－2 調査による実態把握数

	台帳数 16年度末	11条検査 受検数	使用中	休止	未設置	廃止			不明 地図上にポイント		小計
						下水	その他	小計	可能	不能	
全体	177,818	83,446	17,759	798	171	28,635	18,061	46,696	19,662	9,286	28,948
久留米市除く	146,342	72,707	16,896	739	166	23,115	16,194	39,309	10,950	5,575	16,525

(7) 調査の今後について

今後、無管理や未清掃、未受検が確認された浄化槽管理者については、行政指導がなされるものと思われるが、その際には必要な支援を積極的に行う予定である。この調査により、浄化槽が設置されていないと確認出来たものについては、行政に廃止手続き依頼をするとともに、浄化槽の設置が確認され、法定検査を受検していない浄化槽管理者に対しては、受検を促すために啓発資料を送付することなどが可能である。

4. 将来構想について

この一連の実態調査により、浄化槽台帳上の情報と現状がかなり近いものになったと思われるが、台帳情報も常に最新の情報に更新出来る仕組みが無ければ、実態を反映したものにはならないと考える。

浄化槽行政を一貫して推進し、公共用水域等の水質の保全・向上を確保するためには、浄化槽情報の一元化が求められると考えられる。随時、最新の情報を取り出すことができるシステムの構築が必要であり、現在行政と検討を進めているところである。

5. まとめ

県内における浄化槽の設置状況の正確な把握は、浄化槽の信頼性を確保する上で大変重要であるにもかかわらず、十分に行われていなかったのが実情である。本来、行政において、適切に管理されておくべきものであったが、浄化槽法施行以前の単独処理浄化槽の普及や廃止届の提出の不徹底の現状などを考えると実態把握は大変困難であったと思われる。

今回の実態調査の作業方法や進め方については、行政や関係団体等と連携、調整しながら進めてきたが、浄化槽設置情報が個人情報であるとの問題から、その取り扱いについては苦慮することが多かった。また、平成 17 年度の事業開始から長時間を要しながらも、完全な調査終了までにはまだまだ時間が必要であり、非常に困難な作業であったと痛感している。

しかし、この事業を進めたことにより、設置情報を実状に近づけることが出来たことは、大きな成果であると思う。今後は、行政との協議を通じて不明浄化槽の実態調査が行えるような体制づくりや、廃止や管理者変更の届出を徹底させるための方策を検討していく必要があると思われる。

将来、浄化槽台帳が整備され、いつでも行政が検査状況等を確認出来、適切な指導が行える体制が構築できれば、「浄化槽は維持管理状況が確認出来ない」という課題を払拭でき、浄化槽の更なる推進につながるものと考えられる。

現在、台帳整備途上にある県や指定検査機関、これから台帳整備を考えておられる関係者にとって、少しでも参考になることがあれば幸いである。